
プロジェクト

項目 **第 26 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 26 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 28 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 26 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）における IFRS 財団への声明文への対応（審議事項 B12 関連）

2. 特段の意見は聞かれなかった。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見（審議事項 A1、A2 関連）

「戦略」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

3. IFRS S1 号においてサステナビリティ関連のリスク及び機会間のトレードオフの開示が要求されているが、当該要求事項を日本版 S1 基準に取り入れるにあたり、リスク及び機会を理解する上で重要なトレードオフが意思決定にどのように影響を与えるかについて、当該トレードオフの関係が理解できる形で開示することを示してはどうか。

（文案）

4. 日本版 S1 基準の結論の背景におけるトレードオフの例が、IFRS S1 号においてもそうであるように、インパクトと機会のトレードオフになっているように思われるため、リスク及び機会のトレードオフの開示が要求されていることを明らかにすべきと考える。
5. 定量的情報を開示しない場合の開示内容として、「その他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報」とあるが、具体的に何を開示することが求められている

るのか不明確であるため、修文を検討してほしい。

「気候レジリエンス」に対する意見（審議事項 A2-2 関連）

6. 「気候レジリエンス」や「シナリオ分析」の用語の定義について、翻訳にあたって適切な日本語がないためカタカナを用いる点には同意するが、当該用語の意味が適切に理解されるかという点について懸念がある。
7. 事務局の提案に賛成する。一方で、IFRS S2 号では、シナリオ分析について、導入当初から完璧な分析は求めておらず、時の経過に従いシナリオ分析に企業が慣れることにより結果は変わってくる、また特に気候変動リスクの高い企業にはより高度な分析を行うことを求めていると考えられる。このため、このようなニュアンスがより伝わるようにしてはどうか。
8. 事務局の提案に基本的に賛成するが、「気候レジリエンス」の用語の定義に「戦略及びビジネス・モデル」の表現を追加する事務局提案は、IFRS S2 号における当該用語の定義よりも狭い意味になっていると考える。
9. IFRS S2 号の「気候レジリエンス」の用語の定義で用いられている「operational resilience」の範囲は、営業上に限定したものではなく、より広範なもの指していると考えられる。また、当該内容が「気候レジリエンス」に含まれることが正しく理解されることが重要であると考ええる。
10. 「気候レジリエンス」の用語の定義の事務局提案について、IFRS S2 号で用いられている「adjust」に合わせて「調整」と表現しているが、IFRS S2 号第 22 項で用いられている「adapt」に合わせて「適応」とした方が、当該用語の定義がより正しく理解されるのではないか。
11. 「気候レジリエンス」の用語の定義に「調整」という表現を用いる事務局提案について、「調整」という表現からは、ダイナミックなものを対象にするという点が想起されにくいと考えられるため、「調整し、又は適応する」と併記してはどうか。
12. 「気候レジリエンス」の用語の定義に「変動、進展又は不確実性」という表現を用いる事務局提案について、当該記載は気候変動そのものや、関連する政策や技術面の進展、そしてそれらに関連する不確実性を指すと考えられるが、IFRS S2 号の直訳では当該定義の解釈に幅が生まれる懸念があるため、意識してはどうか。
13. 「気候レジリエンスの評価」に関する定めのうち、「気候変動に対して、短期、中期

及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整（適応を含む。）する企業の能力」に含まれる金融資源の利用可能性及び柔軟性などの開示は、内容の理解が難しいと考える。

（文案）

14. 事務局の文案の構成は「気候関連のシナリオ分析」が先にあり、その後「気候レジリエンスの評価」が記載されており、IFRS S2号の構成と異なっているが、シナリオ分析にはシンプルな分析も認められるということを踏まえると、シナリオ分析に関する情報について詳細な開示を求める定めが先に記載されると、企業によっては抵抗感を覚えるのではないかと考える。

「レジリエンス」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

15. 「レジリエンス」の用語の定義の事務局提案について、「気候レジリエンス」の用語の定義に対して「変動」及び「進展」の表現を削除して「不確実性」だけを残しているが、「変動」や「進展」という表現にはファクトに対する要素が含まれており、また「不確実性」には将来に対する要素が含まれていると考えられるため、「状況変化」のような表現を加えてはどうか。
16. 我が国のTCFD開示の状況について、シナリオ分析及びシナリオ分析に基づくレジリエンスの開示比率はグローバル比較で高いため、当該開示状況をまとめているTCFDコンソーシアムの資料を利用することで、シナリオ分析やレジリエンス評価について分かりやすい資料が作成できるのではないかと考える。また、グローバルにおいてもレジリエンスの開示は分かりにくいとの意見があると考えられるため、その資料を英訳することにより、意味のある資料を作成できるのではないかと考える。
17. 「気候レジリエンス」の用語の定義の事務局提案において、「changes」を「climate change」に基づいて「変動」と訳していると思うが、「changes」は、例えば政策の変化やマーケットのニーズの変化など、より広範な「変化」を指していると考えられる。また、変化はその方向性について中立的な概念であり、「進展」とは異なるため、「変化」及び「進展」の双方は残して定義して良いと考える。
18. レジリエンスの評価の対象に機会も含めるとする事務局の提案について、IFRS S1号では求められていないことを踏まえ、「may disclose」に相当するような定めとしても良いのではないかと考える。
19. レジリエンスの評価の対象に機会も含めるとする事務局の提案について、リスクが

増大する可能性に関してのみレジリエンスを評価することと、機会において事業がうまくいかない可能性まで含めてレジリエンスを評価することは異なり、後者は困難を伴うと考えられる。開示実務にどのようなインパクトがあるかについては再検討した方が良いのではないか。

20. レジリエンスの評価の報告タイミングに関する事務局提案について、それほど大きなインパクトはないと考えられるため、賛成する。
21. レジリエンスの評価の対象に機会も含めるとする事務局の提案について、リスクだけを見てシナリオ分析を行う企業は想定されづらいため、賛成する。機会についての開示を「shall disclose」にするのかどうかについては議論があると考えますが、特に日本企業の場合は、トランジションの際に機会を重視する傾向にあるため、機会についての記載を何らかの形で残した方が良いと考える。
22. 「レジリエンス」や「シナリオ分析」の用語の定義で用いられる「不確実性」という表現について、将来のことが全く分からないという意味や、確実でないという意味、また確率計算できない、測定不可能という意味でも用いられることがあるため、この用語の意味を明確にすることが必要であると考えます。

「GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係」に対する意見（審議事項 A2-3 関連）

23. 我が国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法等」という。）に基づいて温室効果ガス排出量を測定することを選択した場合について、公表承認日において既に当局へ提出した情報のみではなく、当局へ提出する予定の情報を用いることも認めるべきではないか。企業の算定プロセスによっては、当局へ提出する予定の情報と実際提出した情報に大きな差異がない場合もあると考えられる。このような措置によって、温室効果ガス排出量のデータの算定期間が、サステナビリティ関連財務開示の報告期間から1年を超えて乖離することを回避できるのではないか。
24. GHG プロトコルに基づいて温室効果ガス排出量を測定する場合でも、財務諸表と同時に報告できない場合もあるのではないか。

（文案）

25. 温室効果ガス排出量のデータの算定期間が、サステナビリティ関連財務開示の報告期間から1年を超えて乖離する場合に、「温室効果ガス排出量の算定期間の末日と

一般目的財務報告書の報告期間の末日の間に発生した、企業自身の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は環境の変化の影響」の開示を求めることを提案しているが、定性的情報と定量的情報のどちら（又はこれらの組み合わせ）の開示を想定しているかについて、明確にすべきではないか。

26. 一般目的財務報告の報告期間と温室効果ガス排出量のデータの算定期間の一致を求めるという原則が重要であるという点を明記すべきではないか。
27. 温室効果ガス排出量のデータの算定期間が、サステナビリティ関連財務開示の報告期間から 1 年を超えて乖離する場合に関する定めを温対法等に限ったものとするのであれば、当該定めの対象を報告企業のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出に限定することも考えられるのではないか。

「産業横断的指標等（報酬）」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

28. 役員報酬は、役員へのインセンティブであるとともに、ガバナンス組織による当年度の評価を示すものであるため、ガバナンスと指標の両方の要素が含まれていると考える。
29. 事務局提案の案 B に賛成である。当該開示は、有価証券報告書におけるサステナビリティに関する記載欄に記載されるのではなく、役員報酬の開示へ参照されることが想定される。気候変動のみを評価項目としている場合とサステナビリティ全体を評価項目としている場合の、いずれの実務にも配慮した定めと考える。
30. 一般的には、企業はサステナビリティ関連全体を評価項目としているが、気候変動リスクが高い企業は、気候変動のみを評価項目とする役員報酬の割合を開示することが望ましいと考える。
31. 利用者は、パーセンテージなどの定量的情報によって、ガバナンス組織による評価を理解できると考えるため、定性的情報のみでは情報開示が十分とはいえない場合もあると考える。

（文案）

32. サステナビリティ関連のテーマごとに割合を開示することは、実務の対応が困難と考えるため、現状の文案に賛成である。
33. 金融庁の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、役員報酬に業績連動報酬が含まれる場合、その業績連動報酬に係る指標の目標及び実績を開示する

ことが定められている。当該定めにおいて、定量的情報は明示的に要求されていないものの、昨今は定量的情報を開示する企業が増えていると認識している。文案では、定量的情報と定性的情報とを並列して記載しているが、定量的情報の方が優れかつ有用である点を、基準上明示してはどうか。

34. 定量的情報の方が優良となるか否かは、産業によって異なると考える。パフォーマンスの結果が単年度で表れる産業もあれば、長期で表れる産業もあると考える。現状の文案のとおり、両論併記が適当と考える。
35. 定量的情報の開示は意思決定が伴うなど、開示が困難な場合もあると考える。そのため、定性的情報を容認する取扱いは、初期的な対応として適当と考える。
36. 役員報酬の割合について、実際の数値は役員ごとに異なるが、日本基準において要求される数値が、全社ベースであるか、役員ごとであるか確認したい。

「産業横断的指標等（内部炭素価格）」に対する意見（審議事項 A2-4 関連）

37. 内部炭素価格の開示は、企業が現状において内部炭素価格を意思決定に適用している場合にのみ要求されるため、リスク及び機会に対する企業の管理状況を理解する上で有用な情報と考える。
38. 内部炭素価格の開示に関する TCFD の見解は、TCFD ガイダンス等において、戦略のレジリエンスの合理性を確認する際に有用であると明示されている。そのため、企業が内部炭素価格を意思決定に適用している場合に当該開示を求める事務局提案に賛成である。
39. 内部炭素価格は、企業が将来を見越し、自らの炭素制約を管理するために設定するものであると理解している。そのため、外部価格が存在しない場合に企業が設定する価格とする定義は適当ではないと考える。将来の動向は不明であるが、内部炭素価格が市場価格に収斂し得るとの見方は現実的ではないと考える。
40. 内部炭素価格の市場価格への収斂は、将来において国際的に統一した炭素税が適用されるような場合には、あり得ると考える。ただし、現実的に起こり得るかどうかは疑問であり、利用者側では本論点が議論にあがったことはない。
41. 内部炭素価格の数値そのものが、どのように利用者の意思決定に影響を与えるかが必ずしも明らかでないことを踏まえると、将来において内部炭素価格を適用する企業がなくなり、市場価格に収斂していくという見方もあり得ると考える。

42. シナリオ分析において内部炭素価格をパラメーターの 1 つとして使用している場合、複数のシナリオにおいて複数の幅のある内部炭素価格が適用される。シナリオ分析は将来予測であるため、市場価格が定まったとしても、当該分析には内部炭素価格が使用され続けるのではないか。
43. 企業が内部炭素価格を意思決定に適用している場合は、内部炭素価格に基づき将来のコストを算定し、投資などの判断に織り込んでいるものとする。そのため、内部炭素価格の数値そのものは非常に有用な情報と考える。
44. 範囲による価格の開示を認める点について、このような開示の方法を認める根拠を教えてください。容認事項であることから、要求事項の記載の中で示すよりも、ガイダンス等で記載した上で作成者の裁量に任せるとよいのではないか。
45. セグメントごとに異なる内部炭素価格が設定されているような場合に、範囲による価格の開示を認めることで、過度な開示負担を避けることが目的であることを理解した。その一方で、範囲による開示により、気候変動リスクが最も高いセグメントにおける内部炭素価格など、具体的な情報が開示されなくなる懸念があるのではないか。
46. 範囲による価格で定量的な開示を行った上で、範囲のどこに重点を置いているのか、又はどこが中央値であるのかを定性的情報で補足するのがベストな開示の仕方と考える。
47. 内部炭素価格をシナリオ分析に適用している場合は、楽観的なシナリオと悲観的なシナリオとで、それぞれ異なる幅のある内部炭素価格を使用していることがある。楽観的なシナリオには、比較的低い内部炭素価格が使用されることになるが、そのような内部炭素価格を利用者がどのように評価しているのかを知りたい。
48. 設備投資においては 15 年や 20 年の期間で事業計画が策定されるため、毎年異なる単価で内部炭素価格を設定せざるを得ない。このような場合であっても、範囲による開示であれば企業は対応しやすいと考える。
49. 内部炭素価格は企業の判断に基づき数値が設定されるが、第三者保証の観点からは、どの程度の客観性が求められるのか。当該価格の設定は経営判断が伴うため重要性がある情報であることや、その判断のプロセスに係るエビデンスが必要であることを理解している。

以上